

公立大学法人青森公立大学教育研究審議会規程

平成21年4月1日
規程第10号

改正 平成27年 3月規程第 2号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人青森公立大学定款（以下「定款」という。）第22条に規定する教育研究審議会（以下「教育研究審議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 教育研究審議会は、定例会議及び臨時会議とする。

2 定例会議は、毎年度4月、6月、9月、12月及び2月の第3水曜日に開催するのを例とする。

3 臨時会議は、次に掲げる場合に招集する。

(1) 定款第23条第2項に定める場合

(2) 学長が招集の必要を認めた場合

(職務代理)

第3条 定款第23条第3項に規定する議長に事故があるときは、学長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員以外の者の出席)

第4条 教育研究審議会が必要と認めるときは、委員以外の者を教育研究審議会に出席させ、意見を述べさせることができる。ただし、議決に加わる権利は有しない。

(議事録)

第5条 議長は、議事録を作成しなければならない。

(事務)

第6条 教育研究審議会の事務は、事務局総務企画グループにおいて処理する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、教育研究審議会の運営に関し必要な事項は、教育研究審議会が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規程第2号）

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。